

薬物対策の推進

1. 政府の取組み

第三次覚せい剤乱用期の早期終息を図るため、内閣総理大臣を本部長とする政府の「薬物乱用対策推進本部」は、平成10年5月に、「薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、薬物対策に取り組んできました。その取組みにもかかわらず、第三次覚せい剤乱用期が継続しており、さらにMDMA等の乱用薬物の拡大が懸念されたことから、同本部では、平成15年7月、新たに「薬物乱用防止新五か年戦略」を策定し、関係省庁の協力の下、薬物対策を強力に推進しています。

また、近年、水際における薬物の押収量が増加しており、水際対策が重要となっていることから、薬物乱用対策推進本部は、平成15年7月、薬物乱用防止新五か年戦略とともに「薬物密輸入阻止のための緊急水際対策」を決定し、関係省庁が一体となって緊急に水際対策を行っています。

薬物乱用防止 新五か年戦略

目標1 青少年対策

中・高校生を中心に薬物乱用の危険性の啓発を継続するとともに、児童生徒以外の青少年に対する啓発を一層工夫充実し、青少年による薬物乱用の根絶を目指す。

目標2 密売対策

薬物密売組織の壊滅を図るとともに、末端乱用者に対する取締りを徹底する。

基本目標

第三次覚せい剤乱用期の一刻も早い終息に向けて総合的に対策を講ずるとともに、世界的な薬物乱用問題の解決に我が国も積極的に貢献する。

目標3 水際対策・国際協力

薬物の密輸を水際でくい止めるとともに、薬物の密造地域における対策への支援等の国際協力を推進する。

目標4 再乱用防止対策

薬物依存・中毒者の治療、社会復帰の支援によって再乱用を防止するとともに、薬物依存・中毒者の家族への支援を充実する。

薬物密輸入阻止のための緊急水際対策

1 情報収集・分析能力の強化

4 港湾等における監視・検査体制の強化

2 関係機関の連携強化

5 密輸組織の実態解明

3 海上・沿岸等の監視・取締体制の強化

6 国際的な取締体制の構築